明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（中部地方整備局一七八）　一
○道路に関する件
（近畿地方整備局二〇九～二一二）　二
○道路に関する件
（九州地方整備局二三九）　二
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一四（平成二十六）年七～九月期）
（内閣府）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、型式住宅部分等製造者の認証、厚生年金基金解散・清算人就任、特定計量器型式承認関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三

告示

○中部地方整備局告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、中部地方整備局及び同局飯田国道事務所において、一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　十九号　長野県塩尻市木曽平沢地先から長野県塩尻市大門地先

(二) 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社テレビ松本ケーブルビジョン　代表取締役社長　佐藤　浩市

住　所　長野県松本市里山辺三〇四四―一

(三) 他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四) 管理の期間　平成二十六年十一月五日から本協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月三日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
海南市下津町黒田字松前一四六番一から同市下津町黒田字谷川二一番一まで	前	一一・五〇メートル～一二・三〇メートル
	後	一一・五〇メートル～一四・二〇メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月三日

近畿地方整備局長　森　昌文

その関係図面は、平成二十六年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	海南市下津町黒田字松前一四六番一から同市下津町黒田字谷川二一番一まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月三日